

第二管区海上保安本部公示第18号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年6月25日

第二管区海上保安本部長
長井 総和（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 秋田県由利地域振興局
- （2）住 所 秋田県由利本荘市水林366 番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区 域 にかほ市金浦（付図のとおり）
- （2）期 間 令和7年6月25日から
令和7年10月31日（内4日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



